

『生活保護手帳 別冊問答集 2024年度版』

－ 追 補 －

- ◆ 本書の発行後、令和6年12月25日付けで「『生活保護問答集について』の一部改正について」（令和6年12月25日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が発出され、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正が行われました（令和6年12月25日から適用）。

今般、上記の改正を踏まえ、追補を作成しました。『生活保護手帳 別冊問答集 2025年度版』刊行までの補訂資料として、本書とあわせてご活用ください。

該当頁	該当箇所	追加内容	備考
128頁	問3-20と問3-21の間に追加	<p>問3-20-2 保有が認められた自動車の他用途への利用</p> <p>(問) 通勤や通院等のために保有が認められた自動車の他用途への利用については、どのように取扱うべきか。</p> <p>(答) 自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、また、維持費を継続的に必要とすることから、原則として保有を認めていないが、障害（児）者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院等のために利用する場合で一定の要件を満たす場合に例外的に保有を認めている。</p> <p>この場合における保有が認められた目的以外の用途への自動車の利用については、以下により取り扱うこと。</p> <p>1 障害（児）者の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合</p> <p>日常生活に不可欠な買い物等について、家族による買い物の支援や宅配サービス、移動販売、福祉サービスの活用などの代替手段が考えられるものの、障害（児）者が有する障害による一定の支障が想定される。</p> <p>このため、障害（児）者又はその家族若しくは常時介護者が障害（児）者のために日常生活に不可欠な買い物等に行く場合についても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用を認めて差し支えない。</p> <p>なお、最低生活を保障する生活保護制度の運用として国民一般の生活水準等を考慮すれば、通勤や通院等のために保有が認められた自動車について遊興のため度々使用することは、法第60条の趣旨に照らして望ましくないことはいうまでもない。</p> <p>2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合（当該地域に勤務地がある場合や深夜勤務等の業務に従事していることを理由として認められる場合を含む。）</p>	2025年2月18日更新

		<p>日常生活に不可欠な買い物等について、地域の交通事情や世帯の状況等により一定の支障がある場合が想定されるが、一方で、宅配サービス、移動販売などの代替手段や、近隣に店舗があるなど、特段の支障がない場合も想定される。</p> <p>このため、日常生活に不可欠な買い物等について、地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合には、自動車の利用を認めて差し支えない。</p> <p>なお、遊興については前述のとおり。</p> <p>3 事業用自動車の場合</p> <p>上記1又は2に該当する場合を除き、原則として保有が認められた事業用以外の利用は認められないこと。</p> <p>* 次 第3 資産の活用</p> <p>* 問 3-14 自動車の保有 (p.124)</p>	
--	--	--	--